

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査の結果では、本市の総人口は、平成7年の54,152人をピークに、令和2年には42,069人に減少し、その減少率は22.3%となっています。生産年齢人口では平成7年の37,633人から令和2年には21,264人に減少し、その減少率は43.5%と総人口の減少率を大きく上回っています。また、令和2年人口の年齢別の構成比では、高齢化率が41.0%と全国平均である28.6%を上回っており少子高齢化が進んでいます。

就業者数は平成7年の28,383人をピークに、令和2年には19,391人に減少し、その減少率は31.7%となっています。また産業構造は、第1次産業が3,599人から2,094人へ、第2次産業が、6,634人から3,014人へ、第3次産業が18,053人から13,547人へそれぞれ減少しており、構成比は、第1次産業が12.7%から10.8%へ、第2次産業が23.4%から15.5%へそれぞれ減少し、第3次産業が63.6%から69.9%へ増加しています。

令和6年4月に神奈川県が公表した「令和5年度神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業結果」では、重視している経営課題は、「人材の確保・採用・育成」が48.5%と最も高く、経営課題に取り組むにあたりネックになっているのは、「専門能力を持った人材の不足」が48.9%と最も高かった。

第4次三浦市総合計画三浦みらい創生プランでは、高齢化が進行するなかで、就業者人口も減少している現状を踏まえ、既存産業の高度化、新規雇用機会創出、消費購買意欲の向上を図り、「6次経済」を推進することにより若者を中心に就業機会を創出するとともに高齢者や子育て世代が生きがいをもって働くことのできる環境をつくり、就業者数の維持を図るとしており、その実現にあたっては、中小企業者の労働生産性の向上が必要となっています。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の生産性向上を図る。これを実現するため、計画期間中に4件の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内全域を対象とした経済振興を図るため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は三浦市内全域とします。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とします。また、対象とする事業は、労働生産性年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定にあたり、次に該当する事業又は事業者は、認定対象としないものとします。

○人員削減を目的としたもの

○公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるもの

○三浦市税を滞納しているもの